

- これにより新たに対象となる「週所定労働時間が20時間以上で、通常の労働者の4分の3未満であるパート労働者」については、所定労働時間に関する要件と他の要件とを組み合わせ、厚生年金の適用対象とする「被用者」を、「3.」により総合的に判断する。
- 現在、「通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き、現行の基準による。

3. 新たに対象となるパート労働者の適用基準

所定労働時間を基軸として、賃金水準及び勤務期間を適用の判断要素とする。

(1) 労働時間

「労働時間」は、本人が被用者としての就労実態を備えているか、事業主の事業活動と一定以上の関係性を有しているかを判断する最も基本的な要素であり、一定時間以上の所定労働時間があることを必要とする。

- 雇用保険のパート労働者の適用基準の例を踏まえ、法定労働時間（週40時間）の半分である「週所定労働時間が20時間以上」とする。

(2) 賃金水準

国民年金の給付・負担との均衡、既に厚生年金が適用されている他の労働者との関係、パート労働者自身の保険料負担感への配慮などの観点から、一定以上の賃金額がある者に限る。

- 上記の観点を踏まえ、当面、現行の厚生年金適用対象者に係る保険料負担の基準（標準報酬等級）の下限の額「月額98,000円」以上の賃金を得ていることを要件とする。

(3) 勤務期間

事務負担を負うこととなる事業主などの観点から、頻繁な入離職とならない一定期間以上の雇用関係を備えた者に限ることとする。

- 雇用保険のパート労働者の適用基準の例を踏まえ、「1年以上」の勤務期間があることを要件とする。

4. 経過措置

適用拡大による事業経営への影響は、事業規模が小さいほど相対的に大きいと考えられることから、激変緩和のための所要の措置を講じる。

- 具体的には、従業員「300人」以下の中小零細事業所の事業主については、当面、新たな基準の適用を猶予する。

5. その他

あわせて、健康保険・介護保険についても、被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、その適用対象を厚生年金と同様に拡大する。

6. 施行時期

制度の周知や企業の対応、行政実務の対応など十分な準備期間を設ける観点から、日本年金機構の発足も見据えつつ、適切な期間を経て、政令で定める日から施行する。

(参考) 適用拡大に関する推計

- ・対象人数 10～20万人
- ・事業主負担への影響額 200～300億円

（うち、厚生年金 100～200億円
健康保険・介護保険 100億円程度）

パート労働者への社会保険適用に関する確認事項

平成19年3月27日

年金委員会・厚生労働部会合同会議

パート労働者への社会保険の適用の拡大については、平成16年の制度改正時にも議論が行われ、改正法附則において5年後を目途とした検討規定が設けられたところであるが、新内閣発足に伴い、内閣の基本方針としてこれを前倒しして検討し、結論を得ることとなったものである。党としても、政府・与党を通じた重要な政策課題と認識せざるを得ない。パート労働者の方々の老後の安心を確保するためにも、社会保険の適用拡大に取り組むことについては、特に社会保険適用の基準である年収130万円がひとつの壁となり、実質的な賃金調整が行われている実態を放置することは、パート労働者に関する格差を固定化させることになり、早急な対応が必要である。しかし同時に、事業主負担の増大や新たな保険料負担の発生など、パート労働者自身や事業主への影響の大きさも考慮し、制度の円滑な実施のための現実的な制度設計が不可欠である。

このため、今般、パート労働者への社会保険適用について以下のとおり確認し、政府に対して、その着実な実行を求めることとする。

1. 政府から示されたパート労働者への社会保険の適用基準については、パート労働者や事業主の事情に一定の配慮がなされており、概ね妥当と考える。
2. 新たな適用基準における具体的な数値（20時間、98,000円、1年、300人）については、法律で明記する。
3. 新たな適用基準における「賃金月額98,000円」については、賞与や通勤手当、残業手当等を含まない賃金で算定する。
4. 学生については、新たな適用基準の対象外とする。

5. 中小事業主の猶予措置の期限については「当面」ではなく、「別に法律で定める日」までとする。
6. 適用逃れをねらった雇用調整等が行われないよう、厳格に運用するためのガイドラインを作成する。特に労働時間、賃金、勤務期間については、採用時の見込みが基準外と判断されても、その後の勤務実態が基準内となるケースも予想される。また細切れ労働や賃金の調整等が発生しないよう、事業主が行う事務手続きが公正に行われるようにする。
7. 社会保険庁改革に関連し、パート労働者への現行基準の運用の徹底、厚生年金の適用事業所への適用や国民年金の未納・未加入対策の徹底を図るための方策を実施する。
8. 制度改革の趣旨が広く国民に理解されるよう周知するとともに、施行までに十分な準備期間を設ける。
9. なお、世帯単位の制度のあり方、国民年金未納・未加入の問題、基礎年金のあり方、国民年金における2階部分のあり方（国民年金基金を含む）、厚生年金等の適用対象とならない小規模事業所等の取扱いなどの制度的な諸課題については、党として、引き続き検討する。

パート労働者への社会保険適用に関する確認事項

平成19年3月28日

パート労働者への社会保険適用の拡大については、平成16年の年金制度改正時に議論が行われ、改正法附則において5年後を目途として検討規定が設けられた。

安倍内閣の発足後、近年の非正規労働者の増加を踏まえ、正社員との格差の是正が必要であるとの認識のもと再チャレンジの支援のための政策体系の一環として、改めてパート労働者への社会保険適用の拡大を図ることが位置づけられた。今国会では労働基準法、パート労働法、最低賃金法等の包括的な改正が政府より提案されているが、これはこうした格差是正の取り組みの流れに合致したものである。

パート労働者への社会保険適用については、1号被保険者と3号被保険者が存在し、とりわけ3号被保険者について適用を拡大することには、様々な意見が存在しており、平成16年改正時にはそうした多様な意見を踏まえ附則での検討規定になったものであるが、今般の適用の拡大の具体化にあたっては、3号被保険者の保険料負担の増大、事業主負担の増大等についての懸念に十分配慮しつつ、働き方に中立的な社会保障制度という目標に向け前進を図ることが重要である。

以上の観点から、法案提出にあたって以下の事項に配慮することを求め、年金制度委員会及び厚生労働部会として確認をするものである。

1. 政府から示されたパート労働者への社会保険の適用基準については、パート労働者や事業主の意見等について一定の配慮がなされており概ね妥当なものとする。
2. 新たな適用基準（20時間、98,000円、1年以上、300人以下の事業所の適用除外）については今後の運用を明確化するという観点から法律に明記するものとする。
3. 新たな適用基準における「賃金月額98,000円」については、賞与や通勤手当、残業手当等を含まないこととし法律に明記する。
4. 学生についてはその立場の特性から適用の対象外とする。
5. 中小事業主の猶予措置の期限については「別に法律で定める日」までとし、社会保険適用拡大後の経済状況等を踏まえ適切に対応するものとする。

6. 適用逃れをねらった雇用調整等が行われないよう、運用のガイドラインを策定するとともに、その運用の適正を確保するため個別事業所に対して適切な調査・指導を進めるものとする。

7. 格差是正の観点から、事業所の社会保険適用逃れについてその是正に積極的な取り組みを今後とも進めるものとする。また派遣労働者などの社会保険適用の実態について調査を進めその適正な運用のための取り組みを進めるものとする。

8. 特に第3号被保険者においては、保険料負担のみ生じるのではないかとの誤解もあるところから、制度改革の趣旨について施行までに十分な周知を図り理解を促すものとする。

9. 3号被保険者全体の保険適用の課題については、社会保障制度の個人単位化を進めるという観点からも引き続き検討を進めるものとする。

10. 20時間以上30時間未満の短時間労働者と30時間以上の短時間労働者については適用の基準が異なることとなっており、制度の整合性の観点や運用上の実態を踏まえ今後の統一的な制度の在り方について検討を進めるものとする。

厚生年金の標準的な年金額(夫婦二人の基礎年金額を含む)の見通し
【生年度別、65歳時点】－暫定試算－

生年度		昭和16年度 (1941) 生まれ	昭和21年度 (1946) 生まれ	昭和31年度 (1956) 生まれ	昭和41年度 (1966) 生まれ	昭和51年度 (1976) 生まれ	昭和61年度 (1986) 生まれ
平成18(2006)年度の年齢		65歳	60歳	50歳	40歳	30歳	20歳
65歳到達年度		平成18年度 (2006)	平成23年度 (2011)	平成33年度 (2021)	平成43年度 (2031)	平成53年度 (2041)	平成63年度 (2051)
経済前提 基本ケース (最近の経済 動向を踏ま えた設定)	出生高位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.1%)	25.2万円 (54.2%)	29.2万円 (54.2%)	33.8万円 (54.2%)	39.2万円 (54.2%)
	出生中位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.1%)	24.5万円 (52.7%)	27.8万円 (51.6%)	32.2万円 (51.6%)	37.3万円 (51.6%)
	出生低位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.1%)	24.2万円 (51.9%)	26.6万円 (49.4%)	30.9万円 (49.4%)	35.8万円 (49.4%)
経済前提 参考ケース (平成13～14 年頃の経済 動向を踏ま えた設定)	出生高位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.2%)	23.4万円 (52.2%)	25.2万円 (50.3%)	28.0万円 (50.3%)	31.3万円 (50.3%)
	出生中位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.2%)	23.4万円 (52.2%)	24.1万円 (48.1%)	26.1万円 (46.9%)	29.1万円 (46.9%)
	出生低位	22.7万円 (59.7%)	23.5万円 (58.2%)	23.4万円 (52.2%)	23.6万円 (47.2%)	24.5万円 (43.9%)	27.3万円 (43.9%)

(注1) 夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯(標準世帯)。

(注2) 年金を受け取り始める時点(65歳)における年金額を、物価で現在価値(平成18年度)に割り戻したもの。

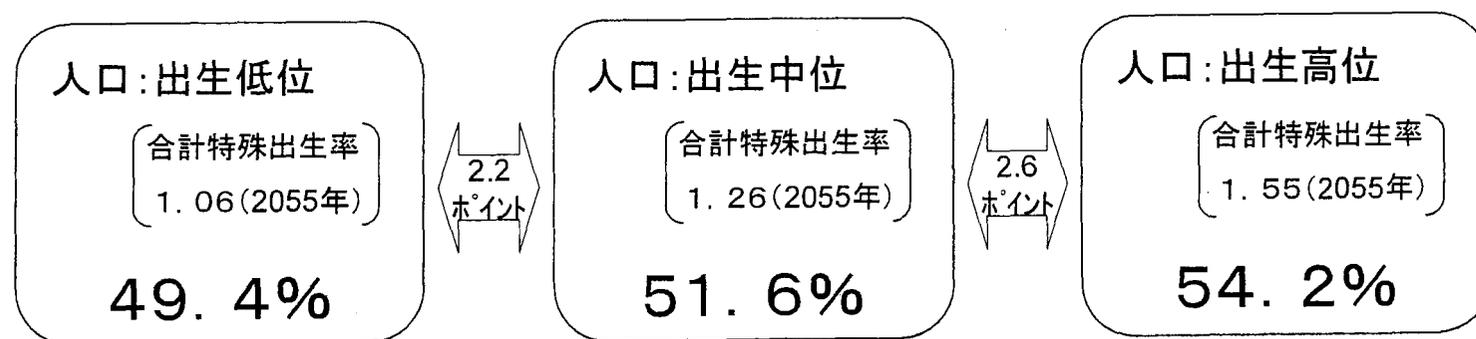
(注3) 括弧内は所得代替率である。

(注4) 物価スライド特例が解消したとした場合の数値である。

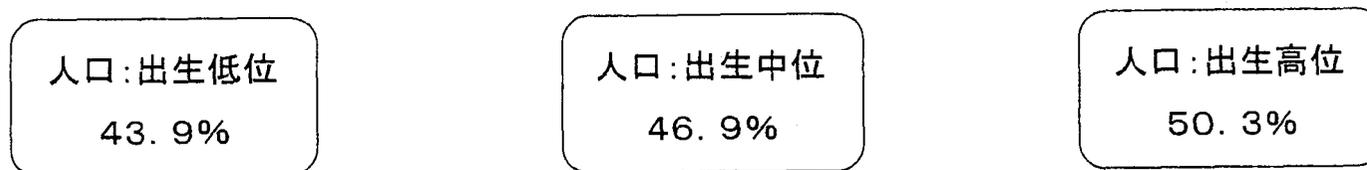
(注5) 人口はいずれも死亡中位の場合。

新人口推計及び最近の経済動向を踏まえた所得代替率の見通し

【基本ケース】(最近の経済動向を踏まえた前提)



【参考ケース】(平成13~14年頃の経済動向を踏まえた前提)



出生率

高

※いずれも死亡中位の場合

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し
 - 暫定試算(人口:出生中位・死亡中位、経済:基本ケース) -

○ 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
 ○ 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きい
 ため、その時々々の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
 ○ マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金がかかる場合を除き、下がることはない。

生年度(平成18(2006)年度における年齢)	平成18年度 (2006)	平成23年度 (2011)	平成28年度 (2016)	平成33年度 (2021)	平成38年度 (2026)	平成43年度 (2031)	平成48年度 (2036)	平成53年度 (2041)	平成58年度 (2046)	平成63年度 (2051)
現役男子の平均賃金(手取り)	38.0 (38.0)	42.8 (40.5)	48.6 (43.3)	54.8 (46.5)	62.0 (50.1)	70.1 (53.9)	79.4 (58.0)	89.8 (62.5)	101.6 (67.2)	114.9 (72.4)
1941年度生 (65歳) [平成18(2006)年度65歳到達]	22.7 (22.7) 59.7% (65歳)	23.3 (22.0) <54.4%> (70歳)	23.4 (20.8) <48.1%> (75歳)	23.8 (20.2) <43.4%> (80歳)	25.6 (20.7) <41.3%> (85歳)					
1946年度生 (60歳) [平成23(2011)年度65歳到達]		24.9 (23.5) 58.1% (65歳)	25.0 (22.3) <51.4%> (70歳)	25.5 (21.6) <46.4%> (75歳)	26.2 (21.1) <42.2%> (80歳)	29.0 (22.2) <41.3%> (85歳)				
1951年度生 (55歳) [平成28(2016)年度65歳到達]			26.4 (23.6) 54.4% (65歳)	26.9 (22.9) <49.2%> (70歳)	27.7 (22.4) <44.7%> (75歳)	29.1 (22.4) <41.5%> (80歳)	32.8 (23.9) <41.3%> (85歳)			
1956年度生 (50歳) [平成33(2021)年度65歳到達]				28.9 (24.5) 52.7% (65歳)	29.7 (24.0) <47.9%> (70歳)	31.2 (24.0) <44.5%> (75歳)	32.8 (24.0) <41.4%> (80歳)	37.1 (25.8) <41.3%> (85歳)		
1961年度生 (45歳) [平成38(2026)年度65歳到達]					32.0 (25.8) 51.6% (65歳)	33.6 (25.8) <47.9%> (70歳)	35.3 (25.8) <44.5%> (75歳)	37.1 (25.8) <41.4%> (80歳)	41.9 (27.8) <41.3%> (85歳)	
1966年度生 (40歳) [平成43(2031)年度65歳到達]						36.2 (27.8) 51.6% (65歳)	38.0 (27.8) <47.9%> (70歳)	40.0 (27.8) <44.5%> (75歳)	42.0 (27.8) <41.4%> (80歳)	47.4 (29.9) <41.3%> (85歳)

- ・ 将来推計人口の出生中位・死亡中位、経済前提は基本ケース(平成24(2012)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.5%、運用利回り 年率4.1%)で推移した場合の年金額等を記載した。
- ・ 物価スライド特例がなかったとした場合(本来額)の数値である。
- ・ ()内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成18(2006)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。
- ・ □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
- ・ < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し
－暫定試算（人口：出生中位・死亡中位、経済：基本ケース）－

生年(平成18(2006)年における年齢)	平成18年 (2006)	平成23年 (2011)	平成28年 (2016)	平成33年 (2021)	平成38年 (2026)	平成43年 (2031)	平成48年 (2036)	平成53年 (2041)	平成58年 (2046)	平成63年 (2051)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1941年生 (65歳) [平成18(2006)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.3) (70歳)	6.7 (6.0) (75歳)	6.7 (5.7) (80歳)	7.1 (5.7) (85歳)					
1946年生 (60歳) [平成23(2011)年65歳到達]		7.1 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.9) (80歳)	8.0 (6.2) (85歳)				
1951年生 (55歳) [平成28(2016)年65歳到達]			7.6 (6.8) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.7 (6.2) (75歳)	8.1 (6.2) (80歳)	9.1 (6.6) (85歳)			
1956年生 (50歳) [平成33(2021)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.6) (70歳)	8.7 (6.6) (75歳)	9.1 (6.6) (80歳)	10.3 (7.1) (85歳)		
1961年生 (45歳) [平成38(2026)年65歳到達]					8.9 (7.2) (65歳)	9.3 (7.2) (70歳)	9.8 (7.2) (75歳)	10.3 (7.2) (80歳)	11.6 (7.7) (85歳)	
1966年生 (40歳) [平成43(2031)年65歳到達]						10.0 (7.7) (65歳)	10.5 (7.7) (70歳)	11.1 (7.7) (75歳)	11.6 (7.7) (80歳)	13.1 (8.3) (85歳)

* 将来推計人口の出生中位・死亡中位、経済前提は基本ケース(平成24(2012)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.5%、運用利回り 年率4.1%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・ 物価スライド特例がなかったとした場合(本来額)の数値である。

・ ()内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成18年度時点の価値に割り戻した額を記載した。